

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

【山口県環境基本計画（「生物多様性やまぐち戦略」部分）に関するもの（42件）】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
P33		
1	<p>P33</p> <p>世界情勢、国内状況の説明とそれらに対する県の対応の記述と認識しておりますが、「今までの県の対応」の記述が欠落していると思います。</p> <p>県は、「山口県環境基本計画-第4次計画-」を作成、2021年3月に公表、その中の「第2章 施策の展開」の「第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を今回「国が「生物多様性国家戦略 2012-2020」を改定」した事に伴い改定、と認識しております。そのような説明の明示が必要と考えます。</p> <p>改定前文面では『今後、国が「生物多様性国家戦略 2012-2020」を改定した際には、見直しを行うこととします。』といった改定に関する記述ありますが、今回の素案にはその様な記述見当たりません。</p> <p>見直しに関する記述の要不要を再度御確認願います。</p>	<p>これまでの県の対応については、＜現状と課題＞に記載していることから、原案どおりとします。</p> <p>また、計画の見直し予定については、山口県環境基本計画の計画期間は「生物多様性国家戦略」（計画期間～令和12年）と同様であることから、原案どおりとします。</p>
2	<p>P33</p> <p>「生物多様性を保全する3つの柱」が、「自然環境の保全・活用」「野生動植物の保護・管理」「多様な主体の連携・協働」から「多様な生態系の保全と健全性の回復」「自然資源の持続可能な利用と地域の活性化」「多様な主体による理解促進と行動変容の実践」に変わったと認識しております。</p> <p>「(多様な主体の) 連携・協働」の視点が抜け落ちた気がします。内容の再検討を宜しく御願い致します。</p>	<p>改定計画の生物多様性を保全する3つの柱では、「多様な主体の連携・促進」という記載はないものの、＜施策展開の方向＞では、多様な主体との連携・協働について盛り込まれていることから、原案どおりとします。</p>
3	<p>該当箇所 P33、9行目。</p> <p>意見</p> <p>9行目、「進められています。」の後ろに以下を挿入。</p> <p>「同戦略では、2019年の「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」報告書を引用して、「生物多様性の損失を止め、回復させるためには、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な『社会変革』が必要であると指摘されています。」</p> <p>理由：</p> <p>ここには、この間の生物多様性の損失を止めようとの国際的取り組みの哲学が込められているので、山口県地域戦略にも位置付けるべきある。</p>	<p>改定計画において、生物多様性を取り巻く国際的な目標として、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を記載していることから、原案どおりとします。</p>
P34-36 <現状と課題>		
4	<p>該当箇所 P34、9～10行目。</p> <p>「海域については、県単位での保護地域の面積の算出が困難であり、現在、国においてOECMに該当する地域の検討等が行われています。」</p> <p>意見</p> <p>9行目を以下のように修正する。</p> <p>「環境省は平成23年に策定した「海洋生物多様性保全戦略」で海洋保護区についての定義を示したうえで、別表として保護区に該当する海域を、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域などに分</p>	<p>海域の保護地域については、生物多様性国家戦略において対象となる制度が明記されており、保護地域への該当については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。</p>

類し、全国の沿岸海域における海洋保護区としています。環境省の試算によれば、区域の重複を除いた合計面積は約 369,200km²で、これは領海及び排他的経済水域の面積の約 8.3%に当たります。この中で最も大きな要素は共同漁業権区域であり、山口県のほとんどすべての海岸線に沿って分布する共同漁業権区域はすべて海洋保護区です。海洋保護区においては、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的」として施策が施されねばなりません。

さらに海洋保護区を拡大させるうえで、環境省が 2016 年に抽出した沿岸域で 270 海域の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の活用を考えます。山口県には、これに該当する海域が 14 か所ある。その多くは共同漁業権区域と重なっていますが、重なっていない区域については新たに海洋保護区に含めることを検討します。

理由：

9 行目の「海域については、県単位で保護地域の面積の算出が困難である」との認識は、政府の海洋保護区に関する政策を反映していない。環境省は平成 23 年策定の「海洋生物多様性保全戦略」で海洋保護区についての考え方を示している。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/guideline/06-5.html>

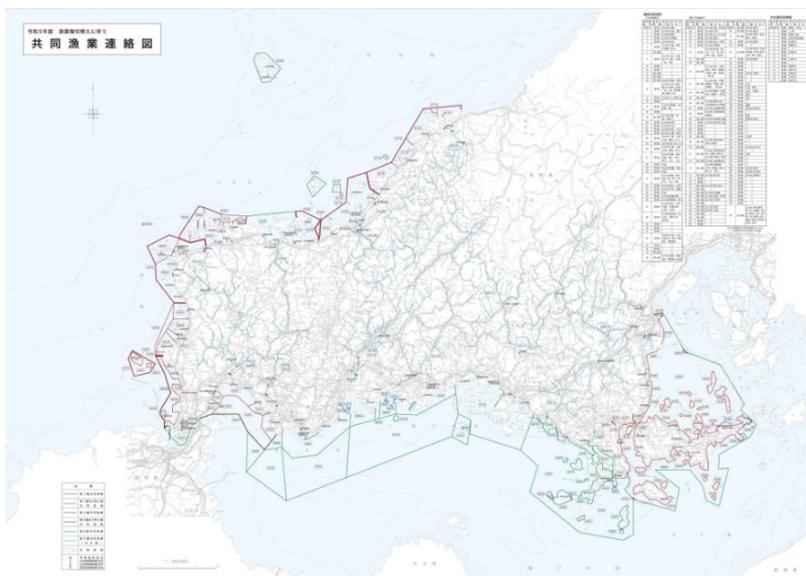
その上で、「海洋保護区の設定の在り方」という文書により海洋保護区の定義を示したうえで、別表として保護区に該当する海域を具体的に分類している。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai8/siryous3.pdf>

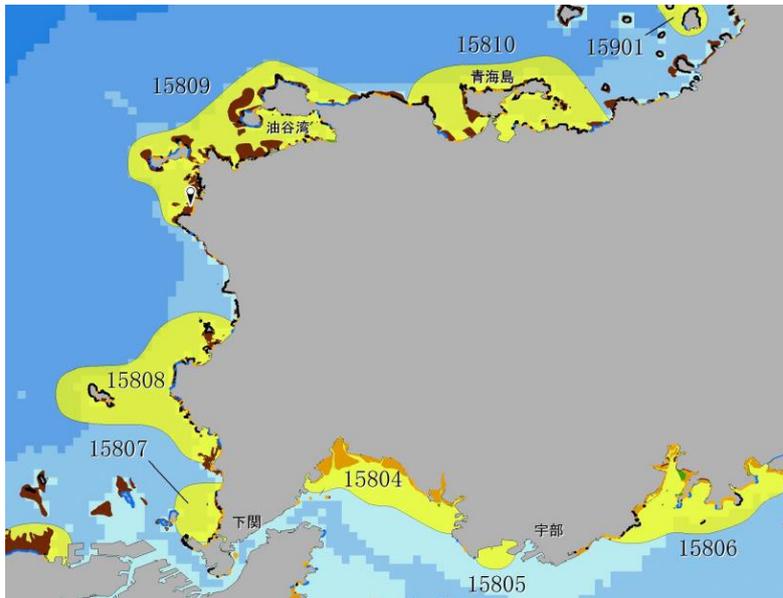
具体的には、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域などである。これらの面積を環境省が試算し、区域の重複を除いた合計面積は、領海及び排他的経済水域の面積の約 8.3%に当たるとしている。これは山口県においても適用されているはずで、その事情を地域戦略に記載すべきである。

併せて環境省が抽出した沿岸域で 270 海域ある「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活かして、海洋保護区を拡大することができるはずで、この点についても地域戦略では触れるべきである。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/documents/enganiki.pdf>



山口県下の共同漁業権区域



山口県に関係した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の例。この他にも岩国や柳井、光・熊毛などのものもあり、可能であれば、山口県におけるすべての海域を入れた図を作成し、それに差し替えるべきである。

5 現「山口県環境基本計画-第4次計画-」に記述あります「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全を図るため、国において、1993（平成5）年に「生物の多様性に関する条約」が締結され、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、2012（平成24）年には、同法に基づき「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。」

といった国のこれまでの対応の記述が消えております。

「山口県環境基本計画-第4次計画-」のP4「環境を取り巻く社会情勢の変化と本県の主な計画策定状況」の年表も2013年以降の記述となっております。

今までの記述を削除するのならば、上記P4年表の記載年の拡大を実施すべきと考えます。

改定計画の第3節冒頭部分に世界情勢と国の対応状況を記載したため、＜現状と課題＞の部分では記載を省略しており、原案どおりとします。

6 現「山口県環境基本計画-第4次計画-」に記述あります、「各種開発や森林の管理不足、耕作放棄地の増加、希少種の盗掘、外来種の侵入等の人間が関わる活動や地球温暖化による影響により、森林や河川、藻場・干潟など、野生動植物の生息・生育に適した生態系の消滅・縮小などの影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されています。」

といった「人的活動による自然環境の変化劣化悪化」に関する記述が欠落していると感じます。

「人的活動の結果で自然環境が悪化している」という事実の明示・直視無しに環境政策が成り立つと思えません。

記述再考を御願ひ致します。

御意見を踏まえ、本文中の記述を追加しました。

7	<p>P34-36<現状と課題></p> <p>「本県の豊かな自然環境を保全し、県内に生息・生育する野生動植物の保護等を図るため、8 か所の自然公園、10 か所の緑地環境保全地域、33 か所の自然記念物、82 か所の鳥獣保護区等の指定を行っており、法令や制度等に基づく陸域の保護地域の割合は14.2%となっています。」</p> <p>「生物多様性国家戦略において重要な目標である30by30の達成のためには、こうした法令等による保護に加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として登録を進めていくことが必要です。」</p> <p>とのことですが、保護地域となっているはずの陸域（海岸線）であっても実際には保護されていない箇所が多々存在していると思われます。</p> <p>陸域（海岸線）の保護のため、県として全海岸線の現状を調査し結果を公開していく、特に「法令や制度等に基づく陸域の保護地域」に含まれる/接している海岸線はあらゆる許可等の見直しを実施する、その旨素案に明示願います。</p>	<p>法令や制度等に基づく陸域の保護地域の許認可等については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、全海岸線の調査及び結果の公表については考えておりませんので、原案どおりとします。</p>
8	<p>P34-36<現状と課題></p> <p>「海域については、県単位での保護地域の面積の算出が困難であり、現在、国においてOECMに該当する地域の検討等が行われています。」との記述ありますが、県独自に保護地域を指定することも可能なはずで</p> <p>素案にその旨明示願います。</p> <p>又、国の検討が進んだ際にどう対応するのかも素案に明示願います。</p>	<p>海域の保護地域については、今後の国の動向等を踏まえて対応を検討する必要があることから、原案どおりとします。</p>
9	<p>(4)外来種対策の推進について</p> <p>今後は、改正された外来生物法（2023（令和5）年4月施行）に基づき、国、市町、事業者等と連携・協働しながら新たな特定外来生物の侵入防止と定着種の防除に取り組んでいくことが必要です。このため県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すため、「山口県外来種リスト」による普及啓発を行います。とありますが</p> <p>意見</p> <p>「外来生物のうち外来生物法で規制される特定外来生物は一部に過ぎません。2018年に山口県がリストアップした「山口県外来種リスト」のうち特定外来生物以外の外来生物に対しても、外来生物法同様の規制を、条例を制定して行うべきです。またそのことを課題として明記すべきと思います。なお、外来生物対策の条例は、北海道、東京都、愛知県、石川県、滋賀県、和歌山県、徳島県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県などで制定されています。これまで県の担当課との意見交換で痛切に感じたのは、単県での取り組みだけでは外来種の根源的な絶滅はできないということでした。外来種の潜んでいる土砂や植物などの他県への持ち出しを禁止する必要があると適切に思っています。生物多様性を本気で実現するためには在来種を絶滅させる恐れの高い外来種を広げないことです。外来種の県外への侵出を阻む施策が急がれます。」</p>	<p>全ての外来種を規制することは不可能であるため、特定外来生物が指定され各種規制や防除対策が実施されていることから、原案どおりとします。</p>

<p>10</p>	<p>該当箇所 P36 今後は、改正された外来生物法（2023（令和5）年4月施行）に基づき、国、市町、事業者等と連携・協働しながら新たな特定外来生物の侵入防止と定着種の防除に取り組んでいくことが必要です。</p> <p>該当箇所 P39 県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すため、「山口県外来種リスト」による普及啓発を行います。</p> <p>意見 外来生物のうち外来生物法で規制される特定外来生物は一部に過ぎない。2018年に山口県がリストアップした「山口県外来種リスト」のうち特定外来生物以外の外来生物に対しても、外来生物法同様の規制を、条例を制定して行うべき。またそのことを課題として明記すべき。なお、外来生物対策の条例は、北海道、東京都、愛知県、石川県、滋賀県、和歌山県、徳島県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県などで制定されている。</p>	<p>全ての外来種を規制することは不可能であるため、特定外来生物が指定され各種規制や防除対策が実施されていることから、原案どおりとします。</p>
<p>11</p>	<p>P34-36<現状と課題> 「自然保護活動に取り組む団体・個人で設立された「やまぐち自然共生ネットワーク」や、河川流域の関係者で豊かな流域づくりに取り組む「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」など、様々な主体により特色のある自主的な自然保護活動が県内で展開されており、こうした取組の輪をさらに拡大していく必要があります。」</p> <p>との記述ありますが、現「山口県環境基本計画-第4次計画-」には「秋吉台地域や萩地域においては、ジオパーク認定により、年間を通じてジオツアーが実施されており、岩国市錦町のオオサンショウウオ生息地や周防大島町のニホンアワサング群生地では、各地固有の自然資源を保全しながら地域を活性化する取組が進んでいます。」</p> <p>といった他団体に関する記述、 「生物多様性を守り、本県の豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の多様な主体が、自然や生き物とのふれあいを通じて、生物多様性の現状や大切さを実感し、主体的に行動していくことが重要です。」</p> <p>と言った自然保護活動に関するより具体的な記述があつたにも関わらずこれら記述が素案では消えております。</p> <p>現「山口県環境基本計画-第4次計画-」にあります、各地域具体的な活動の記述の復活、地域活動のより具体的内容の記述の復活が必要と考えます。</p> <p>上記記述復活をしない場合その具体的理由を明示願います。</p> <p>今回の素案は、 「今回「国が「生物多様性国家戦略 2012-2020」を改定」した事に伴い改定」、 と認識しております。 このような改定の際に、活動例の記載団体の変更は不要なはず です。 それをわざわざ変更（追加・削除）しているのは明確な理由が存在するはず です。 具体的理由が無い/明示出来ないならば、 「県行政が特定の団体を（理由なく）特別視（優遇・不遇）し</p>	<p>計画の改定にあたって、地域等の具体的な活動の記載について見直したものであり、個別事例を全て記載するのは困難であることから、原案どおりとします。</p>

	<p>ている」 と判断せざるをえないこと御認識願います。</p>	
12	<p>P34-36<現状と課題> 「県民の生物多様性に対する認知度は、2012（平成 24）年度においては、28.6%でしたが、2023（令和 5）年度には、57.1%と大幅に向上してはいるものの、近年、50%台で横ばい状態が続いており、生物多様性の重要性の理解促進に向けたさらなる取組が必要です。」 との記述ありますが、この様な数値データ提示の際は出典を明示願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中に出展を追加しました。</p>
<p>P37<生物多様性やまぐち戦略の目標></p>		
13	<p>P37<生物多様性やまぐち戦略の目標> 現「山口県環境基本計画-第4次計画-」 『多様な生態系を保全・再生し、その恵みの持続可能な利用を進めます』 『希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進めます』 『生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動を促進します』 素案では 『多様な生態系を保全し、健全性の回復に努めます』 『自然資源の持続可能な利用と地域の活性化を図ります』 『多様な主体による生物多様性への理解促進と行動変容を促進します』 …内容の大幅な変更・施策の後退はない、と認識しております。</p> <p><施策展開の方向> 現「山口県環境基本計画-第4次計画-」からの変更は以下の通りと認識しております。</p> <p>1 「豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進」 →「多様な生態系の保全と健全性の回復」に。 (「…」以降が現計画で対応するものと思われま)</p> <p>(1) 保護地域における保全…(10) 天然記念物の保護・管理 (2) 「自然共生サイト」の取組の推進 (3) 希少野生動植物の保護…(2) 希少野生動植物の保護 (4) 外来種対策の推進…(4) 外来種対策の推進 (5) 気候変動対策の推進…(11) 気候変動対策の推進 (6) 開発事業等における配慮…2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進 の(2) 開発事業等における配慮 (7) 身近な緑の保全・創出…(7) 身近な緑の保全・創出 (8) 水質（清流）の保全…(8) 水質（清流）の保全</p> <p>以下案件が削除又は上記(1)-(8)に内包、と思われま。</p> <p>(1) 優れた自然環境の保全…「保護地域」さえ保全すればよいのでしょうか。 (3) 野生鳥獣の保護・管理…素案 2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化の(2) 野生鳥獣の保護・管理 (5) 豊かな森林づくりの推進…素案 2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化の(4) 豊かな森林づくりの推進 (6) 里山・里海の保全・再生…素案 2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化の(5) 里山・里海の保全・再生 (9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進 (1) (9)の記述を復活すべきと考えま。</p> <p>復活記述しないならば、「今回の改定で記述が削除された理由」</p>	<p>現行計画の<施策展開の方向>「1 (1) 優れた自然環境の保全」については、改定計画の「1 (1) 保護地域における保全」等、現行計画の<施策展開の方向>「1(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進」については、改定計画の「2 (1) 自然を活用した地域づくりの推進」に内包されていることから、原案どおりとします。</p>

	を素案内に明示すべきと考えます。	
P38<施策展開の方向> 1(1)保護地域における保全		
14	<p>P38</p> <p>「1 多様な生態系の保全と健全性の回復」の「(1) 保護地域における保全」で「自然公園や緑地環境保全地域等においては、関係法令等による開発行為や動植物の捕獲・採取等の規制をするとともに、関係団体等と連携・協働しながら健全な自然環境の保全に努めます。」との記述があります。</p> <p>「健全な自然環境の保全」のためにはまず現状の把握が必要なはずで</p> <p>県内全ての自然公園や緑地環境保全地域について、「健全な自然環境の保全」のための現状環境調査の実施と、「自然環境の保全」に係る現行官民施策（開発計画等）の調査実施を素案に明示願います。</p> <p>同様に、</p> <p>「国定公園や県立自然公園等を適切に保全管理するため、自然環境や社会環境の変化に応じて、公園区域の再編成や拡張、地種区分の見直しを検討します。」との記述があります。</p> <p>「適切に保全管理」のためにもまず現状の把握が必要なはずで</p> <p>す。</p> <p>県内全ての自然公園や緑地環境保全地域について、「適切な保全管理」「再編成や拡張」「地種区分の見直し」のための現状環境調査の実施と、現行官民施策（開発計画等）の調査実施を素案に明示願います。</p>	<p>自然公園や緑地環境保全地域等については、自然公園管理員等による定期的な巡視、点検等により現況の確認を行っていることから、原案どおりとします。</p>
15	<p>P38</p> <p>秋吉台国定公園について具体的記述がなされておりますが、他7か所の自然公園についても「維持・保全のため、学術専門家委員会を設置し、関係機関・団体等と連携・協働して、その保全活動を推進する」といった具体的方針を明示願います。</p> <p>（「多様な生態系が形成されており、学術的価値も高い」のほどの自然公園も 一緒のはずです。）</p>	<p>カルスト地形特有の学術的価値に着目した秋吉台独自の取組のため、原案どおりとします。</p>
16	<p>P38</p> <p>「学術上貴重な動植物及び地質・鉱物、そしてそれらに富む区域は、国や県、市町において「天然記念物」として指定し保護を図ります。」との記述があります。</p> <p>「指定し保護を図る」ためにはまず現状の把握が必要なはずで</p> <p>す。</p> <p>県内における「学術上貴重な動植物及び地質・鉱物、そしてそれらに富む区域」についての調査（各自治体、専門家、環境関係団体への聞き取りによる区域選定と該当地域の具体的な調査）実施を素案に明示願います。</p> <p>又、調査の結果「学術上貴重な動植物及び地質・鉱物、そしてそれらに富む区域」となった個所は速やかに「天然記念物」として指定し保護」願います。</p> <p>「指定後は、開発工事等の現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為を規制し、これら行為の許可条件として天然記念物に影響の少ない工法の採用を求めます。」との記述がありますが、「現状を変更する行為や保存に影響を</p>	<p>天然記念物の指定にあたっては調査を実施していること、また、指定後の規制については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。</p>

	<p>及ぼす行為」については「規制」だけではなく「停止」「(許可必要案件については) 不許可」 といった踏み込んだ対応が可能な素案に記述変更願います。</p>	
<p>P38<施策展開の方向> 1(1) 保護地域における保全 P43<施策展開の方向> 2(1) 自然を活用した地域づくりの推進</p>		
17	<p>現「山口県環境基本計画-第4次計画-」に記述のありました、各種自然環境関連指定・認定・登録等制度（ラムサール条約、ジオパーク等）に関する記述が消えております。 今回改定で削除する理由がなく、記述復活すべきと考えます。 少なくとも、旧計画で記述のあった「ラムサール条約」「ジオパーク」等について素案でどう位置付けているのか明示願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の記述を追加しました。</p>
<p>P38-39<施策展開の方向> 1(2) 「自然共生サイト」の取組の推進</p>		
18	<p>自然共生サイトについては、個人の所有地も対象になるのでしょうか。</p>	<p>個人の所有地についても自然共生サイトの対象となります。</p>
19	<p>やまぐち生物多様性センターでは自然共生サイトの登録促進に向けて具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。</p>	<p>やまぐち生物多様性センターでは自然共生サイト認定に向けた地域の取組の支援を行うこととしており、令和6年度のやまぐち生物多様性センターの活動内容としては企業等向けセミナーの開催、保全等に積極的に取組む企業・団体等の認証に加え、希少野生動植物種保護支援員等による自然共生サイト認定(候補)地での保全活動の実施等を予定しています。</p>
20	<p>「(2) 「自然共生サイト」の取組の推進」で 「30by30 目標の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域については、「自然共生サイト」への登録を促進します。」 との記述ありますが、「自然共生サイト」への登録は国が実施する案件のほうです。 単に「推進します」とするのではなく、期限を定めて具体的にどう対応するのか明示すべきと考えます。</p>	<p>改定計画の<環境指標>において、「自然共生サイト」登録数を令和12年までに7箇所とすることを目標値としており、原案どおりとします。</p>
<p>P39<施策展開の方向> 1(3) 希少野生動植物の保護</p>		
21	<p>P39 「(3) 希少野生動植物の保護」で 「県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種については、学識経験者等で構成する「希少野生動植物保護対策検討委員会」の意見を聴きながら、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づく、「指定希少野生動植物種」を新たに指定し、捕獲・採取の禁止等の規制を行います。」 との記述ありますが、現「山口県環境基本計画-第4次計画-」では 「希少野生動植物保護対策検討委員会等の専門家の意見等を聴きながら」となっております。 参考とする意見は特定団体・委員会からのみではなく広範囲・専門家以外からも聞き取りを実施すべきであり、その様な記述とすべきと考えます。</p>	<p>「指定希少野生動植物種」の指定にあたっては調査等を実施していること、また、専門家の科学的知見に基づき指定する必要がある、その手続きについて記載したものであるため、原案どおりとします。</p>

	「県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種」について速やかに調査を実施し、対策を実施する旨素案に明示願います。	
22	<p>「山口県環境基本計画」（「生物多様性やまぐち戦略」部分）が策定されるのは喜ばしいですが、生物多様性の保全に影響を及ぼす諸法令において保全の理念と目的が明記され、それを基にし各種の規制基準や許認可の要件が再検討され実効性のある基本計画となるよう望みます</p> <p>(3) 希少野生動植物の保護について</p> <p>○県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種については、学識経験者等で構成する「希少野生動植物保護対策検討委員会」の意見を聴きながら、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づく、「指定希少野生動植物種」を新たに指定し、捕獲・採取の禁止等の規制を行います。</p> <p>意見：</p> <p>アブサンショウウオをはじめとする県内に生息する各種小型サンショウウオについて、すでに研究者、専門家から保護が必要と指摘されています。県のレッドデータ2019から改定が行われていないので、生息調査を早急に実施し、指定と規制を迅速に行っていただくようお願いします。また、環境省が昨年発行した『止水性サンショウウオ類の保全の手引き』に則り、保護保全に必要な施策を早急に実施してください。</p>	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
P39-40<施策展開の方向>1(4) 外来種対策の推進		
23	特定外来生物のアメリカザリガニやアカミミガメは、ペットとして飼育されている個体も多いため、対策について生物多様性やまぐち戦略に追記すべきだと思います。	御意見を踏まえ、本文中の記述を追加しました。
P40-41<施策展開の方向> 1(6) 開発事業等における配慮		
24	<p>P40</p> <p>「(6) 開発事業等における配慮」で</p> <p>「各種開発事業等の実施に当たっては、環境影響評価等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、その保全に必要なかつ適切な配慮措置、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた適正な環境配慮を推進します。」</p> <p>としておりますがこれらは「開発事業自体は実施」前提の内容と思われまます。</p> <p>場合によっては「開発事業の中止・再検討」「開発事業に関する許可申請の差し戻し」「開発事業に関する許可の取り消し」といったより踏み込んだ対応が可能な素案を御検討願います。</p>	環境影響評価手続きは、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例等に基づき、大規模開発等の事業計画について、重大な環境影響の未然防止のため、事業者自らが環境影響評価を行い、環境に配慮した事業計画としていくための手続きであり、事業の可否を判断するものではないことから、県としては、事業者により適切な環境配慮が実施されるよう、手続きの中で知事が環境の保全の見地から必要な意見を述べることとしており、原案どおりとします。
25	<p>該当箇所 p40</p> <p>開発事業等における配慮</p> <p>意見</p> <p>海域の項を設け、海砂の採取を禁止する旨を記載すべき。少なくとも共同漁業権などでの海洋保護区になっている区域や「生物多様性の観点から重要度の高い海域」においては禁止すべきである。生態系にとって海砂採取の影響は大きく、広島県等瀬戸内海</p>	海砂の採取については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。

	においては禁止されている。	
26	<p>(6) 開発事業等における配慮</p> <p>○各種開発事業等の実施に当たっては、環境影響評価等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、その保全に必要かつ適切な配慮措置、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた適正な環境配慮を推進します。</p> <p>意見：</p> <p>現行の環境影響評価法では事業者が環境影響評価の一環として環境保全措置を検討すると規定されていますが、実施を義務付けたものではなく事業者の自主性にゆだねられています。また生物多様性に及ぼす影響が大きいと思われる森林法、農地法、道路法などは、生物多様性の保全に関する配慮の点からみると法整備が十分とは言えない現状だと思えます。</p> <p>県が事業者に対して「適正な環境配慮を推進する」とはどのようなことを行うのか、具体性に欠けています。関連する法令において生物多様性保全の理念と目的を明確にしたうえで、各種の規制基準や許認可の要件を再検討し実効性のある策定計画としてください。</p>	<p>各種の規制基準や許認可の要件については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えております。</p> <p>また、環境影響評価手続きは、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例等に基づき、大規模開発等の事業計画について、重大な環境影響の未然防止のため、事業者自らが環境影響評価を行い、環境に配慮した事業計画としていくための手続きであり、県としては、事業者により適切な環境配慮が実施されるよう、手続きの中で知事が環境の保全の見地から必要な意見を述べることとしており、原案どおりとします。</p>
P41-42<施策展開の方向> 1(7) 身近な緑の保全・創出		
27	<p>P41</p> <p>「(7) 身近な緑の保全・創出」で</p> <p>「山口県環境基本計画-第4次計画-」の同一案件に関する記述の</p> <p>「地域で永く親しまれている鎮守の森、社寺林や屋敷林等の地域ぐるみの保全に努めます。」</p> <p>との記述が消えておりますが、今回の改定で当該記述を削除する必要はないと感じます。</p> <p>記述復活を希望します。</p>	<p>鎮守の森、社寺林等については、自然記念物として指定を行っており、改定計画<施策展開の方向>の「1(1) 保護地域における保全」において記載している関係法令等により規制して保全する対象地域に含まれていることから、原案どおりとします。</p>
P42-43<施策展開の方向>2(1) 自然を活用した地域づくりの推進		
28	<p>現「山口県環境基本計画-第4次計画-」</p> <p>2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進</p> <p>(1) 循環型農業の推進等</p> <p>(2) 開発事業等における配慮</p> <p>3 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進</p> <p>(1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進</p> <p>(2) 自然と人とのふれあいの確保</p> <p>(3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進</p> <p>(4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進</p> <p>↓</p> <p>素案</p> <p>2 自然資源の持続可能な利用と地域の活性化</p> <p>(1) 自然を活用した地域づくりの推進 …現計画の3の(3)と類似</p> <p>(2) 野生鳥獣の保護・管理 …現計画1の(3)</p> <p>(3) 環境に配慮した農林水産業の促進 …現計画2の(1)と同等</p> <p>(4) 豊かな森林づくりの推進 …現計画1の(5)</p> <p>(5) 里山・里海の保全・再生 …現計画1の(6)</p> <p>3 多様な主体による理解促進と行動変容の実践</p> <p>(1) 生物多様性の理解促進 …現計画2の(4)と同等</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の記述を追加しました。</p>

	<p>(2) 自然と人とのふれあいの確保 …現計画の3 の(2)</p> <p>(3) 生活・消費活動における行動変容の実践 …追加と認識しております。</p> <p>「(1) 自然を活用した地域づくりの推進」では、「保全」の視点が欠けていると感じます。</p> <p>記述の再検討を宜しくお願い致します。</p>	
P44<施策展開の方向>2(3) 環境に配慮した農林水産業の促進		
29	<p>P44</p> <p>「(3) 環境に配慮した農林水産業の促進」で「家畜排せつ物の堆肥利用の促進に取り組みます」とありますが、</p> <p>「各種有機性廃棄物の堆肥利用の推進」も御検討/素案への明示を御願ひします。</p>	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
30	<p>P44</p> <p>「山口型放牧」について「取り組みます。」との記述ですが、同案件</p> <p>現「山口県環境基本計画-第4次計画-」では「更なる普及にも積極的に取り組みます。」となっております。</p> <p>「積極的に取り組む」姿勢を素案でも明示願ひます。</p>	計画の改定にあたって、表記の統一等を図ったものであり、原案どおりとします。
P45<施策展開の方向>2(5) 里山・里海の保全・再生		
31	<p>P45 里海について。「自然海岸をこれ以上減らさない」という項目を入れるべきです。</p> <p>「少なくとも海洋保護区内では海を埋め立てない」を原則とすべき。</p> <p>海の生態系の豊かさはその海につながる山、森の豊かさと一体です。この考え方が足りない気がします。どこかにそのことを入れて欲しいです。生態系の豊かさは一部だけを切り取ったのでは守れないと思うので。</p>	海水面の埋立の可否については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。
32	<p>該当箇所 P45</p> <p>里海の項</p> <p>意見</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の埋立抑制の考え方を厳格に守り、瀬戸内海、特にそのうちの海洋保護区内においては、埋立ては小規模でも禁止することを打ち出すこと。</p>	海水面の埋立の可否については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。
全般		
33	<p>意見 海砂採取について</p> <p>「海域の項を設け、海砂の採取を禁止する旨を記載すべきです。少なくとも共同漁業権などでの海洋保護区になっている区域や「生物多様性の観点から重要度の高い海域」においては禁止すべきであるといえます。生態系にとって海砂採取の影響は大きく、広島県等瀬戸内海においてではすでに禁止され効果も確認されています。事業者の生活上の問題もあるでしょうが、海砂採取を規制し海洋生物の環境保護に取り組むことは、海に囲まれた本県の責務と言えます」</p>	海砂の採取については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。

34	<p><全般> 今回の素案は現「山口県環境基本計画-第4次計画-」の中の一部の改定、と認識しております。 「山口県環境基本計画-第4次計画-」の他の個所に今回の改定の影響/記述変更が必要な個所はないのでしょうか。 御確認お願い致します。</p> <p>少なくとも、説明語句の番号は当改定でずれが発生するはずで ず。 御確認宜しくお願い致します。</p>	<p>改定計画に明記している とおり、本改定は、国が「生物多様性国家戦略」を改定したことに伴う山口県環境基本計画の一部（「生物多様性やまぐち戦略」部分）改定であり、計画全体の改定は予定しておりません。</p> <p>改定計画では、現行計画から注釈数は増加していないため、原案どおりとします。</p>
35	<p><全般> 一部に、現「山口県環境基本計画-第4次計画-」から後退していると思われる記述が見受けられます（一部前述）。</p> <p><例（あくまで例）> 「更なる普及にも積極的に取り組みます。」→「取り組みます。」 施策が後退した（様に見える）記述は修正を御願い致します。</p>	<p>計画の改定にあたって、表記の統一等を図ったものであり、原案どおりとします。</p>
36	<p><全般> 当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。 （素案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>計画の改定にあたっては、市町や関係団体へのアンケートを実施したほか、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県環境審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
37	<p>生物多様性の観点からも、ヒトの生存の点からも、奇跡の海-上関における上関原発建設・核燃料廃棄物中間貯蔵施設建設をやめるように要望します。</p> <p>地震が想定外に発生します。瀬戸内海が汚染されます。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
38	<p>昨日の地震、夜中に驚きました。…南海トラフとは全く異なる地震というのに、広範囲で揺れました。</p> <p>直後のラジオでは「被害はありますか？」の問いに「ここ（役所）へくるまでに、水が吹き上がっていました。多分、水道の損傷でしょう」「避難体制はまだ、出来ておりません」。住民は暗い中で水の中を歩き、避難したのでしょうか？</p> <p>南海トラフであれば、考えられない揺れ・大惨事に…。ここに核のゴミ箱や原発があれば、311 フクシマです。津波、放射能汚染。ふるさとなくなる…</p> <p>移住を考えてくれていた若い方々は『核の中間貯蔵施設』の話以後、今はストップ。イージス・アショアの時も阿武町で同様。ジオパークの萩・阿武町へ憧れていたのに、イージス・アショア誘致には失望した、生活できない…と、阿武町から去ったご家族もいました。</p> <p>イージス・アショアは自然を破壊する戦争の兵器ですが、自然と名のつく自然エネルギーも大型の風力発電・太陽光発電は自然を大破壊しての建設です。</p> <p>→鹿や熊等の動物は食料も減り住み処を追われています。食料を求めて人間に出会うと射殺。生物多様性とは全く反対の施策でしょう。</p> <p>動物の居ない世界は人も滅びるでしょう。</p> <p>原発や核のゴミ箱と、上関の町は・電力会社はなぜ、拘るのでしょうか。私たちは省エネしていて、使用電力は減少しているのに。電</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>気・電力は2割も棄てているのに。省エネでは困るのでしょうか？ 大電力はなぜ必要？ 戦争をしたいのでしょうか。イージス・アショアはいりません。基地もいりません。…軍需産業を持ちたいのでしょうか？</p> <p>もし、そうならば兵器産業へ企業が舵をきることの無いように、県は企業を指導・応援してください。『生物多様性国家戦略』を自然を守り、人間のためのものとしてください。宇宙や島嶼防衛等のレーダーも返上してください。宇宙ゴミをうみだす宇宙防衛も宇宙衛星も考え直すべき時でしょう。山口県は提言を！</p> <p>地震のくる前に、日々の生活に必要な上下水道を改修してください。上下水道はぼろぼろです。環境を整え維持してください。道路を造るよりも、舗装をして周りの草花や木々を整えてください。生活環境を整えて、そして生活しやすい、生きやすい、山口県にしてください。環境基本に沿った山口県にもどしてください。「生物多様性やまぐち戦略」をしっかりとしたものにしてご活用をお願いします。</p> <p>*ナベヅルが田布施の田んぼに…思い出します…</p> <p>いつ頃でしたか、ナベヅルが確か50羽のころでした。 ツルのいる田んぼを大型の耕運機が動いていました。「俺らとツルとどちらが大切なのか？」とおじさんは言いながら動かしていました。それから、しばらくすると『ツルを守りましょう』と大きな看板があり、飛来中は田んぼで大きな音の機械が動くのは見ませんでした。自動車の駐車場も遠くなりました。</p>	
39	<p>山口県は瀬戸内海と日本海に囲まれ、また秋吉台や山もあり歴史・文化にも恵まれた素晴らしいところです。</p> <p>しかし、現在上関における放射性廃棄物の中間貯蔵施設の建設の問題が浮上してきています。更には将来的には原子力発電所の建設まで構想としてあります。</p> <p>原子力発電所は皆さんご承知の通り、発電により放射性廃棄物を発生しその毒性がなくなるまでに数万年を要します。</p> <p>これらの施設が予定されている上関の田ノ浦から祝島に至る海は非常に素晴らしく、また希少な生物特にスナメリなどが生息している地域です。私は仕事で南米に赴任していましたが、休日に行っていたカリブ海の海岸とそっくりで初めて田ノ浦に行った時には感動して記憶がよみがえりました。</p> <p>現在ボーリング調査などが進められて既に海が汚されてこれらの景観が失われつつあり、また希少な生物も減少しています。ここはこのまま自然の姿で残すべきではないでしょうか。</p> <p>更にはこの地に放射性廃棄物が排出され、貯蔵されることになれば今はよくても近未来にはどうなるか……。先日、四国が強い地震に襲われました。今は日本のどこで地震が発生してもおかしくないと思われまます。自然には勝てません。人間の力ではどうしようもないことを今まで何度も経験してきているはずです。特に原子力関係ではもし重大事故が発生した場合には想定外という言葉では済まされません。</p> <p>以上、生物多様性の保存という観点から上関の全ての原子力関連施設を白紙撤回すると共に上関田ノ浦地区を自然保護区に指定することを山口県として決定されるようお願いいたします。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

40	<p>現状認識と課題に「山口ならではのアウトドアツーリズム推進」「豊かな自然を生かした地域活性化の強化必要」とありますが賛成です。</p> <p>また、施策展開の方向として希少野生動植物の保護という観点にも賛成です。</p> <p>以上から豊かな自然環境を守り、生物の生態系の保全と健全性の回復を目指すのであれば熊毛郡上関町に使用済み核燃料中間貯蔵施設建設及び原発建設計画に山口県としても反対すべきではないでしょうか？</p> <p>施設の建設以前に調査と称して自然環境が破壊されつつあります。</p> <p>自然環境の専門家から「奇跡の海」とも称賛されている瀬戸内沿岸でも数少ない自然環境が残っている建設予定地田ノ浦を埋め立てることは山口県としても大変損失の大きいことだと思います。</p> <p>この湧水地は確認されているナメクジウオ・ヤシマイシン近似種をはじめ貴重な動植物の生息地であり、沿岸海域は世界でも希少なカンムリウミスズメの繁殖地であり生息調査が続けられています。環境省レッドリストに指定されているハヤブサやカラスバトの生息地でもある森林を伐採する行為はすぐにでもやめさせるべきです。</p> <p>建設され、原子力発電所の冷却用排水が流されたり使用済み核燃料を貯蔵する事態に至っては事故はもちろん、生物の多様性どころか住民の生命までも脅かされる存在になります。</p> <p>山口県環境基本政策の施策に真っ向から反対の計画ではないでしょうか？</p>	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
41	<p>この度、御課では山口県環境基本計画（「生物多様性やまぐち戦略」）を策定されますことを知りまして、非常に喜ばしいことと思いました。</p> <p>環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を図で示して発表しましたのを見た時から、「この図を活かして山口県の自然を守る方法を考えたいものだ。」とっておりました。</p> <p>私は今は広島県に住んでおりますが、2003年から2013年まで下関に住んでおりました関係で、上関原発のことを大変心配し、どうか出来ないで欲しいという活動にも参加しておりました。</p> <p>「生物多様性の観点から重要度の高い海域」にも《13708》の番号を付与された範囲に上関原発の計画地は含まれています。この時から《30by30》の目標は掲げられておりました。</p> <p>上関原発の計画地は、1999年に発足した「長島の自然を守る会（現在上関の自然を守る会）」により、専門家の協力も得て、その自然の類い稀な様子が調査され、「奇跡の海―瀬戸内海・上関の生物多様性―」（南方新社）という本にまとめられ、2010年10月に出版されています。</p> <p>計画地のある周防灘は自然海岸がよく守られており、そのために自然が豊かなまま残されているのだと思います。「長島の自然を守る会（現・上関の自然を守る会）」が折に触れて発表される自然の様子・豊かさは感動的でさえありました。</p> <p>自然保護課の皆さま「奇跡の海」をお読みになっているのでしょうか？</p> <p>上関の自然を守る会が催される自然観察会に参加されたことがおありでしょうか？アカテガニの産卵、スギモクの花、クサフグの産卵。自然の神秘に心を奪われることと思います。</p> <p>その上、この計画地には豊かな湧き水が観察されています。</p> <p>ここに原発を造らないだけで、生物多様性は守られます。どうか</p>	御意見として賜り、参考とさせていただきます。

	<p>このままの姿を守ってください。</p> <p>希少野生動植物保護支援員には、「上関の自然を守る会」のメンバーの方を依頼してください。</p> <p>長年、専門的なアプローチで調査に取り組んでこられています。山口県の願っても無い人材だと思います。このように考えている人は何人もいるはずです。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>	
42	<p>もう一つ申し述べて置きたいことがあります。</p> <p>「原子力発電」という装置のことです。原発は「平和利用」などと言われますが、ウラン 235 の核に閉じ込められているエネルギーを、不自然に開放するということでは原爆と変わりがありません。</p> <p>放射能を一挙に放出するのが原爆であり、燃料棒に放射性物質を溜め込むのが「原発」です。</p> <p>燃料棒に溜め込んだ核分裂性の放射性物質は、人（環境）に害を与えないように、漏れ出ないように、そのための装置を造り、管理し続けなければなりません。その間 10 万年と言われていています。</p> <p>日本では、燃料棒に溜まっている核分裂性の放射性物質の中から、ウラン 235 とプルトニウムを抽出して再利用するという方針にこだわっています。</p> <p>これを核燃料サイクルと名付けてますが、六カ所の「サイクル工場」は不具合続きで稼働できそうにありません。稼働しない「サイクル工場」を前に、立ち往生しているのが使用済み燃料棒です。</p> <p>どこかに保管し続けなければ、糞詰まりのままでは原発を動かせない。そこで問題になってきたのが《中間貯蔵施設》の必要性でした。</p> <p>放射能はいのちの営みとは相容れないものです。究極の環境汚染です。</p> <p>生物多様性のためには、最も避けなければならないものです。</p> <p>原発を推進しながら《環境保護》はあり得ないことです。</p> <p>山口県の環境保護課は、県の行政を回していかなければならない立場。</p> <p>原発に待ったをかけるのは難しい立場なのかも知れません。</p> <p>しかし、命がめぐる自然のいとなみを大切にしようとする時、放射能はいのちの世界に匕首を突き付けるものであるという視点から目を逸らさないでいて頂きたいと思います。</p> <p>困難なお願いをしております。しかし、次世代が被る災難を思う時、このお願いから逃れることができないでいます。</p> <p>どうぞ よろしくお願ひいたします。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

【パブリック・コメント等に関するもの（2件）】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
43	<p>当該素案、現「山口県環境基本計画-第4次計画-」の該当箇所の全面的改定と思われますが、記述の変更・削除理由が不明確等不備多数あると感じます。</p> <p>文面は 18 ページですが、意見作成の為には現計画全体や関係法令・条例・細則・ガイドライン等々も確認するべきと考えます。</p> <p>又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	<p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月の)実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	
44	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。</p> <p>(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、SNSでの発信や新聞広告(3月24日の中国新聞及び3月25日の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>